

令和7年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

大分県技能振興コーナー

【事業推進の方針】

若者のものづくり離れ、技術離れが見られる中で、引き続きものづくり産業が競争力を維持し、発展を遂げていくためには、技能労働者の地位の向上を図り、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成が不可欠です。

さらに、技能者の育成のためには技能者になろうとする者の確保、若年者に対して段階的な技能付与による職業の安定を図る必要があります。

また、近年の急速な情報技術の進展に伴い、労働者一人一人が情報技術を有効に活用できることが求められており、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることも必要です。

このため、「ものづくりマイスター」を活用した若年技能者の人材確保・育成やものづくり技能の継承、技能尊重やITの利活用気運の醸成等を主な目的として、地域における技能振興事業及びものづくりマイスター等を活用した事業を効果的かつ効率的に展開します。

I. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等

1. ものづくりマイスターの開拓

ものづくりマイスターの認定申請やその活動及びその他の相談・援助を行うとともに関係機関等との円滑な連携を図ります。

また、企業・業界団体への訪問等により、ものづくりマイスターの候補者に係る情報収集を行い、年間を通じて未認定職種の掘り起こしを図ります。

ものづくりマイスターの登録情報について悉皆調査を行い、ものづくりマイスターデータベースの登録情報の更新を図ります。

2. ものづくりマイスターへの説明

新たに認定されたものづくりマイスターには、実技指導等に当たる前に指導技法等講習を受講する必要がある（免除基準該当者を除く）旨を周知します。

また、コーナーの指示に基づいて実技指導等の活動を行う際には、その都度活動の条件等について事前に再度説明（文書により通知）を行います。

3. 申請書類等の取りまとめ

ものづくりマイスターの認定申請書類の記載内容の確認を行うなど円滑な事務処理に努めます。また、申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出します。

4. ものづくりマイスターに対する研修

新たに認定されたものづくりマイスターに対して指導技法等講習を行います。

また、過去3年間に一度も活動実績のないマイスターに対しても、最新の指導技法等に係る講習を行うとともに、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行うことなどにより活動の意欲を喚起します。

なお、センター主催「事例発表・意見交換会」の開催案内を関係のものづくりマイスターに確実に通知し、参加するマイスターには、コーナーから謝金及び旅費を支払います。

Ⅱ. ものづくりマイスターの活用に係る業務

1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行います。

- ①技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への援助・相談
- ②若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談・援助
- ③ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート

2. ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施

以下の派遣対象企業等からの要請を受け、最適なものづくりマイスター等を派遣し、技能検定の実技試験問題又は技能競技大会の競技課題等を活用した実技指導を行います。

- ①中小企業
- ②業界団体
- ③工業高等学校及び専修学校・各種学校

なお、「派遣指導実績の有無を問わない」こととしているが、漫然とした派遣の繰り返しにならないよう必要性を確認し、ものづくりマイスター等の謝金・旅費、材料費等の経費について本事業で一定範囲まで支出します。

また、工業高等学校及び専修学校・各種学校においては、派遣実績の有無を問わないので、従来どおり経費を支出します。

3. 若者に対する「ものづくりの魅力」の発信

(1) 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施
地域サポートステーションからの要請に基づいて、サポステの支援対象者を対象にものづくりマイスター等を派遣してものづくり体験や実技指導等を行います。

(2) 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信

小中学校等の児童・生徒等を対象に、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信として「WAZAチャレンジ教室」を実施します。

(3) 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等

本年度は「キッズワーク大分 2025 in 技能祭」と銘打ち、県内一部の小学生を対象として「第 55 回大分県技能祭」と同時開催します。

4. 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施

ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者等を派遣対象企業等に対し派遣し、実技指導を行います。

Ⅲ. 地域における技能振興事業の実施

1. 技能五輪全国大会の予選の実施等

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施

技能五輪全国大会に参加が見込まれる職種について、関係企業や団体、教育訓練機関等に対して選手募集等の広報を行い、技能尊重気運の醸成等を図りながら参加者の増加と予選大会の活性化をめざして大分県職業能力開発協会と共同で予選を実施します。

(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加に当たり、中小企業や教育訓練機関等に所属する参加選手及び指導者の旅費と工具等の運搬費の援助を行います。
2. 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援
中央技能振興センターが示す編集方針に沿って、令和7年度の被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出します。
3. 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応
「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和7年度新規認定を行わないので、両事業のいずれかに認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えます。

IV. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

1. 連携会議の設置
(1) 連携会議構成員 ・ (一社)大分県技能士会連合会 ・ 大分県中小企業団体中央会 ・ 大分労働局職業安定部訓練課 ・ 大分県高等学校教育研究会工業部会 ・ 大分県教育庁高校教育課 ・ 大分県教育庁義務教育課 ・ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 大分職業能力開発促進センター ・ 大分県商工観光労働部産業人材政策課 ・ 大分県職業能力開発協会 ・ 大分県技能振興コーナー (2) 年2回の開催 ①第1回目：第1四半期（6月） ・ 令和7年度の事業実施計画の確認 ・ 令和7年度の事業進捗状況の確認 ②第2回目：第4四半期（12月） ・ 令和7年度の事業実施状況の報告 ③都道府県労働局との連携 ・ ものづくりマイスター制度の周知協力

V. 全国斉一的な事業展開

1. 全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の連携の強化等
中央技能振興センターが開催する全国会議等に参加し、業務方針の確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有等を図ります。